

議事要旨(3) 収益認識基準の開発について

冒頭、小賀坂副委員長より、我が国における収益認識基準の開発について、説明資料〔審議事項(3)〕に基づき説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 収益認識基準の開発に向けた検討に着手するという、事務局提案に賛成である。ASBJ より収益認識に関して 2011 年に論点整理が公表されており、その後の審議が中断されたのは IASB の検討を待つためであったことを踏まえ、IFRS 第 15 号が公表されたため開発を再開するという説明を資料に加えても良いのではないか。
 - 日本に収益認識に関する包括的な会計基準がないことから、いずれ検討は必要になると考えられるが、その影響の重大さに鑑み、問題をしっかりと洗い出すためにも、検討自体は早めに着手するのが適切と考える。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 収益認識基準の開発に関して、事務局より結論を急がず段階をおって慎重に検討する旨の説明があったので、検討の着手自体には反対はない。ただし、IFRS 適用会社と異なり、主に国内で事業を行っている日本基準適用会社は、新しい収益認識基準により受ける影響が大きい半面、IFRS 第 15 号の理解やそれにより予想される影響の把握が進んでいない状況にある。したがって、これらの会社が議論から外されてしまわないように、しっかりと議論に巻き込んでいく工夫が必要と考える。また、業種ごとに影響が異なると考えられるため、業種ごとの議論を促す努力も必要である。
 - ビジネスの競争激化の影響で、単純に物品の販売だけでなく、付加価値を提供する各種サービスも組み込んだ複雑な販売形態が増加している。したがって、そのような複数要素取引を IFRS 第 15 号のガイダンスと同様に処理するためには、経理部門だけでなく現場従業員を巻き込んだ入念な検討が各社で必要になる可能性がある点を懸念している。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 慎重な議論を前提に収益認識基準の検討に早期に着手することに賛成である。ただし、日本の IFRS 適用会社が増加している状況に鑑みると、これらの会社に追加のコスト負担が生じないよう、IFRS 第 15 号の強制適用日までに新しい日本の収益認識基準が使用可能になる日程感も考慮して検討を進めてもらいたい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IFRS や米国会計基準適用会社を念頭に置くと、IFRS 第 15 号や米国会計基準の新しい収益認識基準の適用日を考慮して、検討を進めていく必要性は理解しているが、一方で、多数を占める日本基準適用会社の意見も聞く必要がある。
- 各業種でどのような影響が出るのかを把握することは重要であると考えている。

■ ある委員より、次のコメントがあった。

- 収益認識基準の検討に早期に着手することに賛成である。着手してから何をどのように行っていくのかを示した計画を、様々な関係者の意見を聞きながら作成していく必要があると考える。
- 各業種の議論に加え、どの会社でも影響を受ける項目がある。また、TRG で議論されている項目や、日本でも今までに収益認識に関して議論してきている項目もあるので、これらを IFRS 第 15 号に当てはめた場合に具体的にどのような処理になるかを今後検討していくことが必要と考える。今後再開する予定の専門委員会だけでなく、他も広く巻き込んでこれらを議論していく必要があり、日本公認会計士協会も協力していきたい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 検討に着手する場合には、専門委員会を再開して、そのような計画を作成する作業を最初に行う必要があると考えるが、最初から終点を見極めて計画を定めるのは難しい。計画を作成していくためにも、まずは IFRS 第 15 号の内容をしっかりと分析し、諸外国での論点や日本での論点を良く洗い出して検討を行っていく必要があると考える。
- IFRS 第 15 号は数百ページにわたる基準であることから、これとのコンバージェンスをどのレベルまで図っていくべきかの基本方針の議論も必要である。専門委員会は意見を聞く中心の場となるが人数も限られることから、それ以外に広くどのように意見を集めることができるか、その方法論を含めて、今後の課題を整理していきたい。

■ ある委員より、次のコメントがあった。

- さきほどの議題で、TRG に今まで日本から提出された論点はまだ無いとのことであったが、そこに論点を提出する意味合い又は必要性は無いのか。また、仮に論点を提出するといってもすでに遅すぎるのかどうか確認したい。

■ これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- TRG では IFRS 第 15 号の適用にあたって、そのガイダンスでは不明確な部分を議論しているので、今後、我が国の収益認識基準の検討にあたっては、そこでの議論の

内容も考慮して検討を進めていく必要があると考える。

- TRG の活動は、当面、続けられる予定であり、論点を提出するのにすでに遅すぎるということはないと思われる。今後、日本で IFRS 第 15 号の解釈にあたって大きな問題が生じるようであれば、日本からも TRG に論点を提出するといった対応も必要になってくる可能性がある。

最後に、小野委員長より、ASBJ としては収益認識専門委員会を再開し、IFRS 第 15 号をふまえた我が国における収益認識基準の開発に向けた検討に着手する旨、及び収益認識以外の項目に関しては審議資料第 14 項から第 17 項の内容で今後検討を行っていく旨の発言がなされた。

以 上